

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月17日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第26号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 社会福祉業務手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき <u>600円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 条例附則第5項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症（条例附則第5項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又は当該感染症の疑いのある患者（以下「患者等」という。）の救護、患者等の移送（当該移送のための車両において患者等がいる座席と幕等の設備により仕切られた運転手席その他の座席（第3号において「運転手席等」という。）で行う作業を除く。）、患者等に接して行う疫学調査、検体の採取（当該採取を補助する作業を含む。）その他これらに準ずるものとして人事委員会が認める作業</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 社会福祉業務手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、<u>次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号及び第7号に掲げる業務（児童相談所に勤務する児童福祉司又は保健師の職にある職員が従事するものに限る。）</u> <u>950円</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる業務以外の業務 600円</u></p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 条例附則第5項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症（条例附則第5項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又は当該感染症の疑いのある患者（以下「患者等」という。）の救護、患者等の移送（当該移送のための車両において患者等がいる座席と幕等の設備により仕切られた運転手席その他の座席（第3号において「運転手席等」という。）で行う作業を除く。）、患者等に接して行う疫学調査、<u>身辺警戒、犯罪の捜査、取調べ、逮捕、看守又は交通捜査</u>、検体の採取（当該採取を補助する作業を含む。）</p>

改正前	改正後
(2)～(4) 略 8・9 略	<u>患者等である行方不明者の保護</u> その他これらに準ずるものとして人事委員会が認める作業 (2)～(4) 略 8・9 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則附則第7項の規定は、令和2年2月1日から適用する。